

令和3年第4回定例会

古平町議会会議録

第4回古平町議会定例会 第1号

令和3年12月14日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第5号 専決処分（第6号）の承認を求めることについて
〔令和3年度古平町一般会計補正予算（第6号）〕
- 5 議案第38号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第7号）
- 6 議案第39号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第40号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第41号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 9 陳情第9号 「保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書」（案）
採択を求める陳情書
（総務文教常任委員長報告）
- 10 陳情第10号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することにかかる議員提案の要請
（総務文教常任委員長報告）
- 11 陳情第11号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の採択の
お願い
- 12 意見案第8号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意
見書
- 13 一般質問
- 14 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
（総務文教常任委員会）
- 15 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
（産業建設常任委員会）
- 16 委員会の閉会中の継続調査申出書
（広報編集常任委員会）
- 17 委員会の閉会中の継続調査申出書
（議会運営委員会）
- 18 委員会の閉会中の継続調査申出書
（庁舎等建設調査特別委員会）

○追加議事日程

- 1 意見案第 9号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書
- 2 意見案第10号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書
- 3 議案第42号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第8号）

○出席議員（9名）

議長10番	堀	清	君	2番	逢見	輝	続	君				
	3番	真	貝	政	昭	君	4番	寶	福	勝	哉	君
	5番	梅	野	史	朗	君	6番	高	野	俊	和	君
	7番	岩	間	修	身	君	8番	山	口	明	生	君
	9番	工	藤	澄	男	君						

○欠席議員（1名）

1番 木村 輔 宏 君

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君			
副町	長	奥	山		均	君			
教	育	長	三	浦	史	洋	君		
総務課	長	細	川	正	善	君			
町民課	長	五十	嵐	満	美	君			
保健福祉課	長	和	泉	康	子	君			
産業課	長	岩	戸	真	二	君			
建設水道課	長	高	野	龍	治	君			
会	計	管	理	者	関	口	央	昌	君
教育次	長	本	間	克	昭	君			
総務係	主	査	人	見	完	至	君		
財政係	主	査	湯	浅		学	君		

○出席事務局職員

事務局	長	白	岩		豊	君
議事係	長	澤	口	達	真	君

開会 午前 9時56分

○**議会事務局長（白岩 豊君）** 本日の会議に当たりまして出席状況についてご報告申し上げます。
ただいま議員9名が出席されております。1番、木村議員につきましては病気入院中により欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下12名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和3年第4回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番、逢見議員、3番、真貝議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る12月10日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私のほうから去る12月10日開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月14日から12月15日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

次に、総務文教委員会から同委員会に付託されておりました陳情第9号及び10号につきましては採択すべきとの報告がありました。本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

また、陳情第11号につきましては、産業建設常任委員会に付託するものといたします。次に、北海道町村議会議長会から意見書の提出要請がございました。地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書につきましては、本会議で即決する運びといたします。

最後に、一般質問について説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件3回までとし、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会での決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願いを申し上げまして委員長報告といたします。

終わります。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月14日から12月15日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日12月14日から12月15日までの2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、例月現金出納検査報告、北しりべし廃棄物処理広域連合議会第2回定例会議決結果、後志教育研修センター組合議会第2回定例会議決結果、第2回後志広域連合議会定例会議決結果、令和2年度古平町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の5件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（堀 清君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申出がございましたので、これを許します。

○町長（成田昭彦君） 第3回定例会以降の主立った事務事業等の執行状況及びその概要につきまして行政報告をさせていただきます。

まず、中心拠点誘導複合施設、道の駅の建設についてでございます。複合施設及び防災棟については、11月末現在いずれの施設も内装工事を行っており、進捗率はそれぞれ99%、95%と順調に推移し工期どおり来年1月末に完成する予定であります。その後、家具等の備品、防災機器及び電算システムの移設などを終え、最終的な引っ越しは5月の連休を予定しております。落成式や内覧会等は4月末で検討中ですので、詳細については改めてご報告いたします。

また、新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言により延期していた住民懇談会は、10月18日、22日の2日間で計3回開催し、41人の参加があったところです。その懇談会で出された意見から道の駅のコンセプトや管理運営方法等について検討するための道の駅整備検討委員会を年明けから組織し、産業団体や町民から公募した委員と協議していく予定であります。

次に、恵尚会訴訟についてでございます。係争中の令和2年指定管理料等請求事件は、今月6日、

平成30年度の指定管理料の未精算額部分に対して裁判所から一部和解案が示されました。顧問弁護士とその内容を精査し、来年1月末を目途に一部和解に向けて進めています。地方自治法の規定では、和解をするためには議会の議決が必要なことから、準備が整い次第臨時会を招集し、和解議案を上程させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。なお、同じ令和2年事件の指定管理取消しに伴う費用請求部分と令和3年損害賠償等請求事件につきましては、引き続き双方が主張と反論を繰り返し行っている状況でございます。

次に、古平町町内会連合会の設立についてでございます。古平町町内会連合会は、各町内会の連携と融和のために運営されていましたが、令和元年7月、その役割を一定程度終えたと判断され、解散した経緯にあります。しかし、昨今の高齢化の進展や役員の担い手不足から運営に支障を来す町内会が多く現れ、これを単一の町内会だけでなく、全町内会の問題として捉えようと各町内会長の間で再設立の機運が高まり、去る12月2日に連合会が設立となりました。町としては、町内会はまちづくりの重要なパートナーであると考えていることから、諸問題に対してよりよい解決策を見いだせるよう連合会を通じて協働で考えていきたいと考えております。

次に、灯油等購入助成事業についてでございます。コロナウイルス禍における冬期間の生活支援と経済的負担軽減のための灯油等購入助成事業は、当初12月中旬からの支給開始を予定しておりましたが、原油高による異常な燃料高騰から、1回目の支給を前倒しして12月7日から実施しております。申請開始から4日間で150件ほどの申請があり、昨年の同時期を上回る申請数に本事業への期待の高さ感じております。受付は今月中ですので、防災行政無線や民生委員の協力を得ながら、周知徹底してまいります。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金事業についてでございますが、政府は新型コロナウイルス対応の経済対策として、18歳以下の子供1人当たり10万円の給付を決定いたしました。これからのことですけれども、昨日の国会でこの分が10万円現金支給してもよろしいという岸田内閣の1報がありましたので、今朝改めて年内10万円現金で支給できるように追加議案出しておりますので、その辺よろしく願いいたします。ということで、10万円を支給する手続を終えて、これから21日の国会補正予算成立後、実施してまいりたいと思います。それに伴う補正予算については、先ほど申し上げましたように、追加議案で上程してございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。3回目のワクチン接種については原則2回目接種から8か月以上経過した方が対象と示されましたが、ワクチンの種類や量、接種時期の見直しなど国の方針が二転三転していることや新たなオミクロン株、5歳から11歳への拡大など不確定要素が多く、現時点で確実なスケジュールが組めない状況であります。そのような状況ではあります。本町としては希望者が早期に接種できるようほかの北後志4町村と連携して接種体制を確保することや町立診療所でのワクチン接種外来の開設、施設等への巡回接種を行い、1週間当たり250名程度の予約枠を設けられるよう進めております。また、ワクチン接種の相談にもきめ細やかに対応するため、古平町ワクチン専用電話は引き続き開設しております。12月7日現在の接種状況は、1回目2,436名、89.1%、2回目2,396名、87.7%となっており、3回目については12月中の対象者が7

名で、本日14日に診療所で1名が接種予定であります。

次に、地域医療の推進及び介護医療院についてでございます。松下尚憲所長の着任から5か月がたち、平日の毎日診療のほか11月からは訪問診療も開始しており、地域に密着した一次医療を展開しております。また、来年1月にはさらに1名の常勤医を採用予定であり、より安定的な運営が可能になると考えております。診療所の2階部分の介護医療院については、去る12月1日に北海道から許可を受け、同日開設したところであります。現在は利用者が来年1月6日から入所予定であるため、その入所者調整業務や新たに採用した職員の研修などを行っております。引き続き充実したサービスが提供できるよう職員一丸となって研さんに励んでまいります。

次に、小規模事業者等の支援についてでございます。新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている町内事業者への支援策として、現在古平町事業支援給付金事業とふるびら経営促進事業補助金事業を行っております。事業支援給付金は、コロナ前と比較して今年の実業収入が50%以上減少した月が存在すれば10万円を上限に助成するもので、経営促進事業補助金は経常的にかかる経費やコロナ感染症対策経費として法人5万円、個人事業主3万円を上限に補助するものです。どちらも古平町独自の支援事業であり、11月末現在で事業支援給付金が55件、約529万円、経営促進事業補助金が76件、270万円となっております。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事委託業務の発注状況については資料2にそれぞれ取りまとめしましたので、後ほどご高覧ください。

最後に、本定例会に付議します案件は、専決処分の承認案件1件、補正予算案3件、条例改正案1件の合計5件であります。これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（堀 清君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○教育長（三浦史洋君） 議員の皆様には日頃より本町の教育行政に対して深いご理解とご協力を賜りますことを心より感謝申し上げます。令和3年古平町議会第4回定例会の開会に当たり、前回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について教育行政報告をさせていただきます。

初めに、学校教育活動についてです。北海道全域に発せられたコロナ緊急事態宣言も10月1日に解け、小学校、中学校とも通常の授業を続けております。感染症対策に関しては、道教委からの通知や文部科学省、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、引き続き実施しております。

さて、10月1日には令和4年度小学校入学予定の児童11名の就学児健康診断を学校保健安全法に基づき実施いたしました。保護者に連れられ健診を待つ姿は、心なしか緊張ぎみに見えました。

10月2日、中学校学校祭が開かれ、テーマ「One for all, all for one」の下、学年ごとの演劇やブラスバンド演奏が披露されました。

10月9日、小学校では学芸会が開かれ、こちらはテーマ「息をあわせて、音をあわせて」の下、学年ごとの器楽演奏を披露しております。

また、延び延びになっていた修学旅行については、中学校は10月7日、8日、旭川、占冠方面へ、小学校は10月20日、21日、函館方面へそれぞれ1泊2日の行程で実施されました。占冠トマムで早朝の雲海がとてもはっきり見えたことや函館山夜景が昼間の風雨が去り、とてもきれいだったと聞き、いつまでも記憶に残る経験をしたのだなど、よかったねと思ったところでございます。

11月11日、後志中文連弁論大会が古平中学校主管で行われ、ブロック大会を勝ち抜いた生徒9名による持ち時間5分をフルに使っての熱弁が披露されました。題目が「継続は力なり」、「人間関係の大切さ」、「家族について」など昔も今も考えることや思いは変わらなく大切なのだと思いました。

続いて、全国学力・学習状況調査についてです。11月29日に道教委から令和3年度全国学力・学習状況調査の北海道版結果報告書が公表され、全道や管内、市町村の状況、成果と課題が示されました。後志管内につきましては、小中学校の全科目で全国の平均正答率を下回ったことから、カリキュラムマネジメントの充実や授業改善の必要性が示されたところでございます。当町の結果につきましては12月の町広報でお知らせしましたが、その対策として学習時間の確保を重点として、読書習慣の定着を図ることが肝要と考えてございます。

続いて、教職員人事協議についてです。12月10日に後志教育局長、次長、企画総務課長、教職員係長ほか人事担当職員が来町し、令和4年度当初の教職員の人事協議を開始しております。今後の予定は次のとおりでございます。

続いて、学校給食についてです。地場産食材は、古平産ななつぼしをはじめ、農産物ではジャガイモ、カボチャ、ササゲ、畜産物では豚肉、鳥肉、海産物ではイカ、エビ、タコ、シヤケなどを主に提供しており、12月末現在60品目を提供しております。地場産食材を学校給食に取り入れるということは、おいしく安全なものを食べることができ、地場産への愛着や生産者への感謝の気持ちから好き嫌いが減り、食育の推進にもつながります。今後も地場産食材をできる限り使った学校給食を提供していきたいと考えてございます。

続いて、生涯学習、スポーツについてです。町体育連盟の令和3年度表彰式が10月27日に行われ、スポーツ賞を古中1年の平尾歩睦さんが受賞されました。今年6月に開催された後志中学校水泳大会において男子50メートル背泳ぎ1位、男子100メートル自由形1位の成績を上げ、管内で抜群の成績であったことが受賞理由です。

町文化祭作品展示会は、展示物は176点の出展があり、11月3日から7日まで5日間で延べ175人の来場をいただきました。コロナの影響なのか出展数は半減し、しかし来場者数は横ばいという結果でした。

11月5日には、文部科学大臣からの社会教育功労者表彰状が吉野浩次氏に対して川端後志教育局長から伝達されました。永年にわたる社会教育委員、委員長としての受賞です。

少年少年わんぱく王国は、10月30日、ハロウィンパレードを衣装作りや仮装行進とごみ拾いを組み合わせ、8人参加して行いました。黒マントととんがり帽の装いで、仮装してのごみ拾いも面白いメイクは初めて、お菓子をもらえてうれしかったなどの声が出ておりました。12月4日には札幌市下水道科学館を訪れ、下水道の仕組みや役割を学んできております。16人が参加し、感想文には下水道の仕組みが完璧に分かった、処理場のお仕事の大切さが今日習って分かった等の言葉が記されていま

した。

最後に、令和4年成人式についてでございます。令和4年成人式については、令和4年1月9日日曜日午後2時から文化会館太陽ホールで開催することで取り進めているところです。成人の対象者は22名にご案内を送付したところでございます。なお、コロナ対応としまして来賓を絞らせていただき交流会、懇親会は行わないということでございます。

以上、今後も町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については、資料1に取りまとめましたので、後ほどご高覧ください。

○議長（堀 清君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第5号

○議長（堀 清君） 日程第4、承認第5号 専決処分（第6号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました承認第5号 専決処分（第6号）の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和3年度古平町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案の1ページを御覧ください。専決処分した補正予算の内容ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,297万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,043万6,000円とするものでございます。

補正をした科目の款項の補正額の金額は、議案の2ページから5ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上が議決事項であります。

それでは、補正予算の内容をご説明いたしますので、別冊の承認第5号説明資料、令和3年度古平町一般会計補正予算（第6号）説明書を御覧ください。歳出から説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。今回のこの第6号補正の内容は、新型コロナウイルスのワクチン3回目接種に係る経費の補正でございます。今回かかる経費も全額国からの収入となります。それでは、4ページ御覧ください。予算科目4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算1億1,943万7,000円に1,297万8,000円を追加し、1億3,241万5,000円とするものでございます。主な内容につきましては、5ページの1節報酬、会計年度事務職員看護職員報酬、ワクチン接種に係る3名分の報酬でございます。さらに、12節委託料の部分御覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種委託料ということで大きく488万円追加しております。これにつきましては、ワクチン接種をしていただく各医療機関への接種の委託料でございます。さらには、18節負担金補助及び交付金の欄で北後志5か町村共同接種

体制整備負担金ということで250万追加してございます。北後志の5町村共同でのコールセンター設置やワクチン保管経費などに充てるための負担金でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、2ページ、3ページにお戻りください。歳入科目13款国庫支出金、1項国庫負担金です。既定の予算2億3,928万7,000円に488万円を追加し、2億4,416万7,000円とするものでございます。こちらにつきましては、5ページのほうを御覧ください。ワクチン接種に対する負担金、歳出のほうで出ておりました各医療機関への接種委託金につきまして国から全額負担金として収入されるものでございます。

続いて、同じく13款2項国庫補助金でございます。既定の予算6億8,109万4,000円に809万8,000円を追加し、6億8,919万2,000円とするものでございます。こちらは、歳出で先ほど申しました488万円以外にかかる経費を国から補助金として収入するものでございます。

以上が歳入歳出の主な内容となりますが、コロナワクチンの3回目につきましては、12月の事業開始に向けシステム改修などを11月中旬から準備を行わなければならない、一刻も早く事業着手しなければならないことから専決処分をさせていただきました。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 3回目の接種に際しましてのこの予算だと思えますけれども、少し無理なお話聞きますけれども、前回古平町で接種を受ける人数を募ったときに、来る数が決まっていることもあるのでしょうか、かなり言ってみれば競争率が激しくて、時間内に電話かけてもなかなかつながらないと、そういう状況が発生がしまして、どこの町村でもあって、受けられない人もいる中で、古平町は受けれる人がかなり数多かったのも、よいほうなのでしょうけれども、3回目につきましてもこの混乱というか、混雑みたいなものを緩和するということは全くできないという、そのぐらいの数しか古平町にも来ないということなのでしょう。

○保健福祉課長（和泉康子君） 古平町では、最初から予約の混乱が予測されていまして、北後志で唯一ワクチンのコールセンター古平町単独で立てていました。ただし、1日目につきましては、高野議員おっしゃるようになりかなり混乱されたということもありましたので、2日目以降はいろいろな対応をしまして、古平町のほうはスムーズに予約も取れたのではないかなと思っております。3回目につきましては、8か月後という定義がありまして、前は2,000名程度が段階的ではありますが、かなりの対象者が一気に予約する状況でしたが、8か月後となりますと1月に23名、2月に700名、3月1,100名、4月300名とか対象者が分れていますので、その対象になる2週間前ずつにクーポンを発行しますので、予約が殺到することはないかと思われま。

それと、ワクチンにつきましては、今北後志で管理しているのが約1万人分程度ファイザーのワクチンを確保しておりますので、あとクーポンの発送次第で古平枠というよりも各病院で枠をどれぐらい取れるかということなのですが、うちの診療所としましては、先ほど行政報告にもありましたように、週250名程度打てる体制はマンパワー的には体制を整えていますので、それを予約枠確保しまして、できる限り古平町の方にはスムーズに町立診療所で打っていただけるような体制を今準備してい

るところでございます。

○6番（高野俊和君） 分かりました。

それと、今テレビで新しい変異した株が出てきて、8か月前倒しして打つということも言われておりますけれども、その辺については古平町は対応はするのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 体制としましては可能なのですけれども、北後志で話し合った結果第3回目の前倒し分はファイザーではなくてモデルナと決まっています。それで、1つの病院で2種類のワクチンを扱うのは、温度管理だとかかなり複雑になるということで、今一応余市医師会のほうでは当面前倒しは検討しないということで予定しております。

○3番（真貝政昭君） 今の議員の質問と同じ趣旨なのですけれども、1回目の予約に当たりまして朝から晩まで一日中時間内の限られた中で電話にかじりついて、結局予約が取れないで、しかも具合が悪くなってしまったという高齢者が数人苦情のお話があったのです。町長も行政報告で電話の開設を続けるというふうに言っているのですけれども、1台なのでしょう。本当に1回目のときは大混乱の状況で、1回目予約が取れなくて、2回目の予約のときはある方はお友達3人がかりで電話をしまくって、それでようやく予約を取れたと、そういう状況なのです。

それから、もう一つは苦情の内容としては、こういうのは高齢者、車を持たない高齢者にとっては本当に不便な状況だったのですけれども、ようやく取れたと、ワクチンを打つ場所は余市だと、そういうような状況で、それこそ先に予約取ったほうが勝ちというところはありますけれども、予約取って打つ場所が町外だというようなことで、本当に車を持たない高齢者にとってもこれって本当に混乱を呼び起こすようなやり方の見本でないかというふうに印象を持ちました。

今古平は、意外と比較的5か町村の中ではあまり混乱なくやれたということなのですけれども、実際に1回目と比べてどのような状況で進められるかというのは、この行政報告からも今のやり取りから聞いていてもよく分からないのです。もう少し混乱しないようなやり方を具体的に提示して進めるやり方というのは取れないものかというふうに思っているのですけれども、どのような日程を考えているのですか、町民に対して。対象者を年齢順だとか、それから3回目の接種にあっては医療従事者だとか施設職員が優先だとかいろいろありますけれども、そういう具体的な方針を示して、そして混乱を防ぐというやり方取れないのかなというふうに思っているのですけれども、どのように日程を考えているのか伺います。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今真貝議員がおっしゃった苦情のお話ですけれども、それが何件あったのかというところは把握多少はしておりますが、先ほど言った今後のスケジュールとしましては、8か月後を経過したものというルールがあります。それで、今12月の対象者は7名、これは一次医療の医療従事者が今回7月に7名ほど、8か月を経過しております。1月には43名、これは町立診療所、消防だとかそういう医療従事者の方が43名、2月には734名なのですが、これは高齢者が65歳以上を前倒しして1回目打っていますので、2月には700名超えの高齢者がいます。古平町では、ほかの町村ではしていないこととしましては、集団接種として古平町枠で200名ほど地域福祉センターで行ったのと、あと高齢者施設と障害者施設、こちらのほうは8回程度、町立診療所のほうから古平福祉会やほほえみくらすなどに出向きまして、予約を集団で取ることによってスムーズに打っている

のかなと思います。今後につきましても8か月というくくりの中で行いますので、大きな混乱はないかと思われまます。

それと、1回目、2回目につきまして高齢者の予約が困難だということでしたけれども、うちでコールセンターに専属2名プラス看護師ということで3名の会計年度職員雇いまして、こちら古平町のほうからまだ予約取っていない方に予約しませんかという個別に全員に打たない理由だとかというのも確認しておりますので、あまり高齢者に大きな負担、最初の1週間、2週間はワクチンもありませんでしたので、そういうことありましたが、そんな大きな混乱はなかったと思っております。今後につきましてもコールセンターの立ち上げと、うちとしましては北後志のコールセンターにインターネットや電話で予約するルールが基本なのですけれども、それをうちの職員のほうが代わりに行うなどして、高齢者もスムーズに予約できる対策は取ったつもりなので、今後もそれを続けていければなと思っております。対象になる方につきましては、2週間程度前にクーポン券と接種券というのを同時に発送する予定です。また、それにつきましても予約が入っていない場合につきましては、どうされますかという折り返しの電話をかけることで準備を進めております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから承認第5号 専決処分（第6号）の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第38号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第38号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第38号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案7ページを御覧ください。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,577万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,621万円とするものでございます。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、議案の8ページから11ページにかけまして、第1表、歳入歳出予算補正でお示ししております。

また、12ページ御覧ください。12ページに第2表、債務負担行為補正として、包括業務に関する債務負担行為を追加しております。期間が令和3年から6年、限度額1億6,500万円を設定しております。これは、現在令和元年から令和3年までの期間で実施しております包括業務委託につきまして、委託する業務内容につきましては見直いたしますが、令和4年以降も引き続き包括業務委託を実施するため令和3年度中にプロポーザルを実施し、新たな業者選定、さらには契約締結をするため会計年度独立の原則の例外として債務負担行為を設定するものでございます。なお、本日1億6,500万円の積算内訳につきましてお手元に資料を配付してございますので、ご参考としてください。

ここまでが議決事項でございます。

それでは、補正予算の内容を説明いたしますので、別冊の議案第38号説明資料を御覧ください。まず初めに、説明書の訂正からお願いいたします。9ページ御覧ください。9ページの節の欄の上から3段目御覧ください。2節地方創生臨時事業費補までしか記載されておりませんが、正しくは地方創生臨時事業費補助金でございます。大変すみませんでした。これを訂正をよろしくお願いいたします

それでは、改めまして歳出からご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開きください。説明に当たっては、予算科目の款項ごとに説明させていただきます。まず、12ページ、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算34億4,174万9,000円に補正額158万3,000円を追加し、34億4,333万2,000円とするものでございます。これの内容につきましては、13ページのほうの12節委託料、7目の電算管理費に係るものでございますが、児童手当システム改修業務委託料ということで132万円を計上させていただきます。これは、児童手当制度の改正に伴うシステムの改修費でございます。さらに、その下、財源更正と記載しておりますが、こちらにつきましては12目の地方創生臨時交付金費でございます。地方創生臨時交付金が510万4,000円追加交付となりましたので、既存の事業に充てるために財源更正、一般財源減らして国庫補助金計上する財源更正でございます。

続きまして、同じく2款3項戸籍住民基本台帳費です。既定の予算1,110万6,000円に131万9,000円を追加し、1,242万5,000円とするものです。こちらにつきましては、13ページにも記載しておりますとおりの、備品購入費ということで個人番号カードを交付するに当たり現在の機器、印字に不良を伴っておりますので、新たなプリントシステムを入替えるための経費でございます。

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費でございます。既定の予算7,072万1,000円に1,703万4,000円を追加し、8,775万5,000円とするものでございます。主な内容につきましては、13ページのほうを御覧ください。7目に子育て世帯臨時特別給付金費ということで、先ほど町長の行政報告にもありましており、政府で決めました18歳以下の10万円支給、ここに書かれているのはそのうち先行部分として5万円の経費をここに計上させていただきます。残りの5万円につきましては、先ほどの町長の行政報告にもありましており、後ほど追加で議案提案させていただきます。その先行5万円についてかかる経費をここで計上させていただきます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費でございます。既定の予算1億3,241万5,000円から370万2,000円を減額し、1億2,871万3,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、13ページのほうを御覧ください。12節委託料に町立診療所運営支援業務委託料ということで422万2,000円減額しております。こちらは、常勤医師を配置したことによりまして、町立診療所において

8月末で協会病院からの医療支援業務が終了したことによる減額でございます。さらに、その下、余市協会病院救急医療体制維持補助金ということで27万円計上しております。夜間の救急患者数の確定に伴う補助金額の確定であります。

続きまして、12ページが一番下です。同じ4款の2項清掃費でございます。既定の予算1億256万7,000円に39万円を追加し、1億295万7,000円とするものでございます。これの内容につきましては次のページ、14ページ、15ページになりますが、15ページの頭です。修繕料としてクリーンセンターの水処理施設のpH値を計測する機器に不具合が出てございますので、こちらを修繕するものでございます。

続きまして、14ページの2段目、5款農林水産業費、1項農業費です。既定の予算609万6,000円に9万6,000円を追加し、619万2,000円とするものでございます。内容といたしましては、歳入でこの後説明いたしますが、国有農地等管理事務取扱交付金が増額されて歳入になりますので、それに伴う事務費の補正ということで消耗品費9万6,000円を増額してございます。

続きまして、6款1項商工費、既定の予算2億3,125万8,000円に7,610万円を追加し、3億735万8,000円とするものでございます。これは、全てふるさと納税に係る経費の増額補正でございます。ふるさと納税、当初見込みで3億6,000万で見えておりましたが、現時点でのペースからいきますと4億7,000万円程度になるのではないかとということで、それに合わせた必要経費の補正でございます。

続きまして、9款2項小学校費です。既定の予算2,947万円に43万1,000円を追加し、2,990万1,000円とするものでございます。これの内容につきましては、小学校の温水循環ポンプ、加圧給水ポンプ、漏水が発生してございますので、これを修繕するための経費でございます。

続いて、同じく9款の3項中学校費です。既定の予算2,445万8,000円に43万3,000円を追加し、2,489万1,000円とするものでございます。こちらと同じく中学校の遠赤外線暖房機不具合を起こしておりますので、これの修繕料でございます。

続きまして、12款諸支出金、1項基金費でございます。既定の予算3億5,716万円に5,209万円を追加し、4億2,725万円とするものでございます。内容といたしましては、財政調整基金積立金として1,819万、こちらにつきましては令和2年度の決算が確定し、前年度の繰越金が確定しましたので、その繰越金を地方財政法第7条の規定に基づき半分以上積み増しするというので、1,819万円増額しております。それとあと、ふるさと応援基金積立金ということで、先ほどのご説明したふるさと納税増えていると、必要経費を差し引いた分をこちらで積み増しするものでございます。

以上が歳出のご説明です。

歳入に戻りますので、8ページ、9ページ御覧ください。歳入につきましては、まず13款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。既定の予算2億4,416万7,000円に151万4,000円を追加し、2億4,568万1,000円とするものでございます。こちらの主な内容といたしましては、9ページ御覧ください。子ども・子育て支援事業費補助金ということで132万円計上しておりますが、これは歳出でご説明した児童手当システムを改修するための全額の補助金でございます。

続きまして、同じく13款の2項国庫補助金でございます。既定の予算6億8,919万2,000円に2,250万3,000円を追加し、7億1,169万5,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、個

人番号カード交付事務費補助金ということで、先ほど歳入でご説明した番号カードの住所印字プリントシステム購入に対する補助金で131万9,000円、それと地方創生臨時交付金ということで510万4,000円、さらにはその下に子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金ということで1,500万、同じく事務費ということで100万円計上してございます。

続きまして、14款道支出金、3項委託金でございます。既定の予算1,166万2,000円に9万6,000円追加し、1,175万8,000円とするものでございます。先ほど歳出のところの説明したとおり、国有農地等管理事務取扱交付金の金額が9万6,000円増えたというものでございます。

続きまして、16款寄附金、1項寄附金、既定の予算3億6,000万1,000円に対して1億1,000万円を追加して、4億7,000万1,000円とするものでございます。内容としては、ふるさと応援基金1億1,000万円増えたというものでございます。

続いて、17款繰入金、2項基金繰入金です。既定の予算6億2,269万円から2,422万2,000円を減額し、5億9,846万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、財政調整基金の繰入金を2,000万円減額、これは財源調整でございます。あと、ふるさと応援基金の繰入金422万2,000円減額するものです。これ歳出でご説明した協会病院による町立診療所の運営支援事業委託料、あれが減額になりましたので、その分をふるさと応援基金で当初見込んでいたので、減額するものでございます。

続いて、18款繰越金、1項繰越金です。既定の予算1,000円に3,628万3,000円を追加し、3,628万4,000円とするものです。前年度決算に伴いまして繰越金の額が確定したことにより、繰越金計上させていただきます。

続いて、10ページ御覧ください。19款諸収入、4項雑入です。既定の予算6億5,536万3,000円から40万円を減額し、6億5,496万3,000円とするものです。こちらの内容につきましても財源調整で40万円減らすところでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） まず、説明書のほうでページ数を言います。9ページです。今説明がありましたけれども、子育て世帯臨時特別給付金、10万円のうちの5万円分の予算が計上されています。それで、あと5万円については年明けに提案されるということなのですからけれども、額に関係なくお聞きしますけれども……すぐですか。失礼しました。すぐ提案されるようですけれども、額に関係なく、15歳までについては児童手当の基準があります。それで、伺いますけれども、人数把握されていると思います。それと、基準を超えた人数というのも分かると思いますけれども、それぞれ何人なのか伺いたい。

それと、16歳から18歳までは、これから作業をされると思うのですけれども、どのような状況になっているかというのは一人一人違いますので、数字は今出せないと思いますけれども、対象人数が分かると思います。16歳から18歳までです。その人数を説明してください。

それと、議案にあった債務負担行為です。説明では新たに公募すると説明があったと思います。それで、この包括業務の選定に当たっては、3年前にやはり公募して、1社しか来なかったと。連動し

ましてB&Gの指定管理者も公募して、1社しか来なかったと。それが同一会社であったということ
で文句をつけました。従来の指定管理者の選定などに当たっては、町側が指名をして、数社による書
類選考で決めてきたという経過がありますけれども、どうもこの包括業務を決定するに当たっては、
首をかしげる向きがありました。それで、公募するというやり方、私ちょっと疑問を持っています。
指定するという方法もあるのではないかと思いますけれども、そういうお考えはないのか。

それと、債務負担行為の年度の額ですけれども、今までの経過を見て、大体同額の予想を立ててい
らっしゃいます。3年前、包括業務で当たられる労働者の職場、職務といいますが、それが一覧表で
出ていました。基本的にはこれと同じ考え方で公募するという、そういうお考えなのか伺います。

以上、2点です。

○町民課長（五十嵐満美君） まず、子育て世帯臨時特別給付金の人数の内訳を申し上げます。

中学生以下、児童手当支給されている子供に関しては185人、そのほかに特例給付という形で高額
所得の対象で今回対象外となる方は2世帯2名の子供です。対象に戻りますが、中学生以下のほかに
児童手当の対象者、通常の児童手当の支給者のほかに公務員は所属長から児童手当が支給されてお
りますので、役場、消防、学校、警察の公務員関係で対象になる子供が41名、それから高校生、こち
らは特例給付にみなされる所得はまだちょっと当たっておりませんが、高校生については46名を見込
んでおります。予備も合わせまして対象者300人で予算を計上しています。

○総務課長（細川正善君） 私のほうから包括業務委託の質問2点についてお答えいたします。

まず、最初のほうで町側で業者を指定できないのかというようなご質問だったかと思いますが、前
回指定したときに確かに1社しか応募してきませんでした。なぜ1社しかできなかったのだろうか
というような条件の見直しなんかも含めまして、あくまでも今回も公募いたしまして、その後プロ
ポーザルで業者選定というように考えております。

2点目の債務負担行為の金額のご質問の件でございますが、今回の包括業務委託につきましては、
資料でお示ししたとおり、業務見直ししてございます。簡単に言いますと、役場への事務系の業務に
つきましては今回の包括業務から除いてございます。それ以外でも来年文化会館が解体されるとい
うことで文化会館業務除いておりますし、図書館業務、これにつきましても図書館司書を現時点では役
場では人は別として正職員化を考えております。それで、業務から除いております。実際に単純には
比較できませんが、年間5,500万計上しておりますが、令和2年度の決算では6,760万程度でありま
したので、金額については見直ししたりして精査しているところでございます。

○3番（真貝政昭君） 3年前の包括業務で一覧表で出てきた中で、こんなところまで民間にやらせ
るのかと疑問を持ったのが教育部門です。それについては見直しはするのですか。

○総務課長（細川正善君） 恐らく教育部門というのは特別支援員のことかなと思いますが、今回は
引き続き包括業務で行う予定でございます。

○6番（高野俊和君） 衛生費なのですけれども、衛生費の18節の負担金補助及び交付金なのですけ
れども、余市の協会病院の救急分だと思うのですけれども、前は北後志組合をつくっておりましたの
で、その北後志の中でその金額というのを多分案分して支払いを出していたと思うのですけれども、
今は多分まだ自賄いのままだと思うのですけれども、これはかかった分とかではなくて、古平町が単

独で1年間示された金額をここにのせているということなのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） こちらのほうは、北後志5か町村で余市協会が土日と夜間診療、それに伴う赤字2,500万円を上限にしまして、各町民がどれぐらいそこにかかったかというところで2,500万円の頭割りです、前年度分です、それで翌年の負担金が決定する形になってございます。

○6番（高野俊和君） ということは、この金額というのは毎年5か町村で計算して、毎年変わっていくということなのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） そのとおりでございます。令和2年度に古平町は、1,525名救急外来でかかっていますが、そのうち155名ということで、毎年各町村の利用率を割り返しまして、それで案分しております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 1点だけ、債務負担行為に関わる部分だけに反対する意思でございます。その理由は、教育行政も含めて町の行政に関わる労働者については町が責任を持つと、行政一体となって住民サービスを行うという前提で考えますと、民間に委託して、お願いして行政を進めていくというのは基本的に反対です。あくまでも全員元どおり、町の管理の下に待遇改善を含めてやっていくよう求めて、反対する意思表示をしたいと思っております。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第38号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時21分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第39号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第39号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第39号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億3,201万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。説明書20ページ、21ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費でございますが、既定の予算に71万6,000円を増額し、予算額1億2,958万4,000円とするものでございます。こちらは、保険給付費の増による広域連合分賦金の増額で、11月に広域連合において補正予算が可決されて決定となったものでございます。

2款1項基金積立金でございますが、179万9,000円を追加し、180万円とするもので、地方財政法第7条の規定により令和2年度決算剰余金の2分の1を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。説明書18ページ、19ページをお開きください。3款繰入金、2項基金繰入金でございますが、既定の予算から640万円を減額し、予算額を670万円とするものでございます。こちらは、下のほうの説明欄にございます繰越金及び広域連合からの精算還付金により当初予算計上していた基金繰入金で財源調整をすることとしています。

4款繰越金、1項繰越金、既定の予算に346万4,000円を増額し、346万5,000円とするもので、2年度決算剰余金の繰越しでございます。

続きまして、5款諸収入、4項雑入でございますが、545万1,000円を増額し、555万1,000円とするものでございます。令和2年度の広域連合分賦金の精算分として549万8,000円が還付となっております。その他収入については、財源調整でございます。

以上で議案第39号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第39号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第40号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第40号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第40号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ7,066万1,000円とするものでございます。

説明書のほうですが、歳入は24ページ、25ページ、歳出は26、27ページとなっております。内容としましては、令和2年度の決算剰余金16万1,000円を予備費で調整するものでございます。歳入については4款1項繰越金、歳出については4款1項予備費、それぞれ同額を増額しております。

以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第40号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第41号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第41号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第41号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在ふるびら幼児センターみらいにおいては、午睡をしてから帰宅するゼロ歳から満5歳までの長時間保育と給食終了後に帰宅する4、5歳児の短時間保育を行っております。このうち短時間保育について令和4年度から対象年齢を1歳引き下げ、満3歳から受入れするものでございます。

改正内容については26ページに記載のとおりでございますが、条例第5条の改正を行うものでござ

います。

改正の理由としましては幾つかございますが、主なものとして令和元年度からの幼保無償化を機に保護者からの問合せや要望が増えたことが理由の一つでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第41号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 陳情第9号

○議長（堀 清君） 日程第9、陳情第9号 「保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長報告は省略することに決定しました。
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから陳情第9号 「保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第10 陳情第10号

○議長(堀 清君) 日程第10、陳情第10号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することにかかる議員提案の要請を議題とします
総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されています。

お諮りします。本案について委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第10号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することにかかる議員提案の要請を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第11 陳情第11号

○議長(堀 清君) 日程第11、陳情第11号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の採択のお願いを議題とします。

お諮りします。陳情第11号は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の採択のお願いは産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第12 意見案第8号

○議長（堀 清君） 日程第12、意見案第8号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第8号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第13、一般質問を行います。

一般質問は、高野議員、寶福議員、梅野議員、真貝議員の4名でございます。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○6番（高野俊和君） 今回道の駅の整備事業についてお尋ねをするのですが、町長の行政報告の中で述べられておりましたので、質問は行政報告の前にもう出しておりましたので、少しダブるところがありますけれども、通常どおり読み上げて、その後質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

道の駅整備事業について時々町民の方より質問を受けることがあります。整備することは間違いありませんが、詳細については検討中で、令和5年度より建設工事予定だということぐらいしか現在は説明ができないというのが現状だと思います。町では、道の駅整備検討委員会を12月の10日まで募集をしていたと思っておりますけれども、町側が期待をしていろいろな分野のメンバー、人数は確保できたのでしょうか。来年度から検討委員会始まるということ町長の行政報告に出ておりましたけれども、

町が期待をしていたいろいろな分野の人数、メンバーは集まったのかどうかを初めにお話しをいただきたいというふうに思っております。

○町長（成田昭彦君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

まず最初に、道の駅整備検討委員会を募集するに至った経緯でございますけれども、議員おっしゃるとおり、令和5年度から建設工事することは決定しておりますけれども、その道の駅をどのようなコンセプトで、古平町にとってどのような役割を担わせるのか、多くの道の駅であるような物販あるいは飲食店舗をどのようにするのか、管理運営をどのようにするのかという施設整備のハードの面は決定しておりますけれども、運営に関するソフト面は全く決まっていないという状況でございます。さらに申しますと、10月に2日間、行政報告でも述べましたけれども、3回住民懇談会を行いましたけれども、多くの町民の方からソフト面での遅れ、それからこれまでの道の駅の整備に関する情報の少なさ、それから町民の意見等を反映させるべきという意見が多々出されたことから、今回整備検討委員会を組織することにしたわけでございます。

議員おっしゃる町側が期待していたいろいろな分野のメンバーの人数は確保できたのでしょうかということでございますけれども、参加する委員が意見を出しやすいように10名程度の組織として考えてございます。そのメンバー的には町内の産業団体から数名、それからあと町民の中から公募で数名ということで考えておりました。現時点で考えている産業団体につきましては、漁業者、水産加工業者、農業者、飲食店業者、それから古平福祉会などを予定してございます。この産業団体につきましては、今公募しておりますけれども、そちらのほうが決まり次第適当な方に12月中に打診する予定で進めております。町民からの公募した委員は、3名公募がございました。これからでございますけれども、検討委員会を1月に立ち上げまして、町で策定しております道の駅基本計画案に基づきまして協議をしまして、3月までには何とか基本計画をまとめたというふうに考えてございます。

○6番（高野俊和君） ある程度大まかにメンバーがそろってきているのだろうというふうには今聞いた時点で分かりましたけれども、そのメンバーでこれから進めていくのだろうと思っておりますけれども、どちらにしましても古平町独自の構想がないと運営はかなり難しいだろうというふうに考えます後志にも各町村に道の駅たくさんありますけれども、これ私の個人の感想で大変申し訳ないですけれども、ニセコ町の道の駅は野菜、果物、特に野菜が豊富で、新鮮、値段も手頃で、私も何度か出かけましたけれども、いつもにぎわっているという印象であります。古平町としては、どこかいろいろな道の駅を参考にするという考え方はあるのか、また専門分野の方を入れて指導をいただくというようなことも考えているのかお聞きしたいと思います。

○町長（成田昭彦君） 庁舎内でそういった道の駅の部会というものを建設担当、それから企画担当のほうで組織して、今この基本計画案を策定しているわけでございますけれども、それでこの部会ではやっている道の駅、当別あるいは厚田、それからはやっていないといえますか、それで寿都ですとかそちらのほうを見てまいりました。それらをまとめながら、今この基本計画策定しております。

私も結構道の駅興味ありまして、あちこち回って歩きましたけれども、はやるところというのは駐車場、そしてそういった観光との連携等ありまして、そういったところがやっぱりはやっているということでございます。場所も決まっておりますので、ここでやりますと入っても大型バスが7台、普

通乗用車が17台しか確保できないような狭い駐車場なものですから、そういった中で検討していかなければならないものですから、なかなか難しい面もあろうかなと思います。いろいろ今出てきているデメリットもありますので、その辺を一つ一つ解決しながら進めていかなければならないなと思っております。

○6番（高野俊和君） いろいろ検討していることが分かりました。何でもそうですけれども、出発結構肝腎ですので、その辺は抜きかりなく始めていただいて、町長さっきおっしゃっていただきましたけれども、商工、漁業はもちろん加工業、農業の生産者、またここには福祉会もありますので、その辺とも連携を取りながら進んでいければなというふうに考えております。

終わります。

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員、どうぞ。

○4番（寶福勝哉君） まず、少子化対策についてお聞きします。

令和3年11月30日に公表されました令和2年国勢調査の結果、古平町は後志管内で最大人口減少率道内でもベストテン入りする減少率でした。特に15歳未満の人口の割合については、後志管内で神恵内村の次に低い割合で、65歳以上の高齢者比率につきましては神恵内村、積丹町の次に高く、次の国勢調査では限界集落、限界自治体に入っていく可能性が大きいと感じているところであります。当町にとって少子高齢化社会への対応は急務と考えられます。このたび介護医療院の開設や福祉灯油など高齢者福祉施策の充実は図られていますが、新たな少子化対策についてはまだちょっとぼんやりと見えてきていないのかなという感じがしておりまして、先般の一般質問で学校給食の無償化の検討を提案したところですが、海のまちクリニックの医師が今後2名体制となるということなので、そのうちの1名を子育て世帯からの要望が多い小児科に対応できる医師をどうにか確保していただけないかなとお願いしたいところです。腹痛や風邪、軽度のけがなど、初期対応をしてもらえるだけで子育て世帯の負担は大きく変わっていくかと思われまます。少子化対策の一つとして検討してはどうか。

また、少子化対策を図るためには町内での働く場所の確保、一定の所得がある仕事の確保がなければ安心して子育てができませんし、少子化が進むと思われまます。町内での働く場をつくる、仕事をつくる対策について町長の考えを伺います。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

まず、少子化対策についてでございますけれども、確かに老人人口比率、高齢者人口比率、大体50%を超えると限界集落という形になりますけれども、今回の調査で道内で5市町村、今までなかったのですけれども、5市町村、言いますと歌志内、松前、夕張、神恵内、上砂川の5市町村だったと記憶してございますけれども、古平町もそれに負けじと45%を超える、次の国調あたりになったら本当に寶福議員おっしゃる50%を超えて限界集落という形になるのかなというふうに思っております。

そういった中で、まず少子化対策について海のまちクリニックの2名体制ということで、1月1日から2名目の常勤医師決まったわけでございますけれども、小児科という年齢の定義はございませんけれども、6歳未満については医療の小児科の加算がつくという制度もありますので、そういった中で7月から松下所長が着任してから6歳未満も四、五件小中学生も診察実績はございます。受診を希望される小児患者については、今は拒否するということはございません。2人目の医師の採用を1月

に予定している、先ほど申しましたけれども、その先生については、もともとは産婦人科の先生、札幌医大のほうで産婦人科担当してしまっていて、今小児科の病例にも精通しているということでございますので、そういった小児に対する初期対応については強化できるものと思っております。

それから、少子化対策を図るためには町内で働く場所の確保ということでございますけれども、これは私も町内で働く場をつくる、仕事をつくることができれば本当にいいと思っておりますけれども、全国のこういった小規模自治体が抱えている今一番の少子化問題、それから移住、定住に絡んだ人口の増の問題を一気に解決できると思うのですけれども、なかなか難しい、新しい場所をつくるというのは簡単に進まないと考えております。まず、一番手っ取り早いといいますか、古平の産業の足腰を強くするというのが一番今進めていかなければならないのかなと思っております。魅力あるそういうまちづくりというのが遠回りのようで一番近いのかなという気がしてございます。私選挙公約でも示しましたように増養殖事業、やっぱり漁業にいきますと増養殖事業、それから地場産品の活性化等について進めていかなければならないのかなと思っております。取りあえずとして来年度予算、今予算協議しているわけでございますけれども、そういった中で新規漁業就業者への補助制度の創設を考えていきたいなということで、今漁業の現状を聞きながら、そういったものを進めているところでございます。まずは、そういったものを第一歩から進めていきたいなと思っております。

それから、先般たまたま、先週土曜日、札幌で河野太郎代議士の講演聞きに行ったのですが、その中で今回のコロナ禍でテレワーク、霞が関でもテレワークをやっていましたけれども、7割がテレワークやっても業務に支障がない。この部分については、これからもこういった地方でもできるのではないかとということで、そういったものをこれから応援していきたいという講演がございました。私どもも余市まで今高速走ってきて、そういった中で逆に古平から札幌の一極集中化をテレワーク等でなくしていけば、古平から逆に札幌に通う、そういったことも考えていけるのかなということで、これは私どもだけではないと思っておりますので、その辺もこれから国の動向を見ながら進めていきたいなと思っております。

それから、まず子育てには両親が安心して子供を預けて働ける場所づくりというのが必要なのかなと思っております。そういった面では、今民間で一期倶楽部ですか、放課後の子供を預かる場所ありますけれども、これについても何かやめたいようなことを言っていますので、この部分は何とかして町のほうでも考えて、町が運営するかどうかはこれからまだ進めていかなければなりませんけれども建物を建ててこれからそういったものをして、夫婦が共稼ぎできるような、そういった環境づくりを進めていけたなというふうに考えております。

○4番（寶福勝哉君） 質問が結構長かったので、いろいろお答え大変だったと思うのですが、まず少子化対策の一環としての小児科の強化という部分に対しましては、2名体制になって強化が見込めるということで、そこは本当に期待したいというのが多分子育て世代の古平に住む親御さんの本当に一番の声だと思っておりますので、そこはしっかり強化していただきまして、しっかり周知できるような方法を考えていただければなと思っておりますので、その情報を知らないで、また余市、小樽だとか通う親御さんって必ずいらっしゃると思っておりますので、その周知の方法はしっかりやっていただきたいなというふうに思っています。

また、働く場所、確かにすごく難しい問題だと思いますし、全国の地方自治体で一番そこがネックといえますか、何とかしたいところだと思うのですが、当町は漁業という部分が強みありますので、今回お聞きできました新規漁業の支援という部分は大いに期待していきなというふうに関町長の答弁聞いて感じました。

あと一つ、一期倶楽部が今後どうなっていくかという部分は、多分子育て世代、特に今の子たちほど活用しているような気がする施設だと僕は感じていまして、何らかに関わり持っている子供が古平町多いと思いますので、そこは実際今後そういう施設を造るだとか、町職員でやるのか、まだちょっと多分分からないと思うのですが、その確保という部分は確実につなげていってほしいと思いました。答弁ありがとうございます。

続きまして、次の質問に行きます。中央バス積丹線についてお聞きします。12月の道新にて中央バス積丹線の年間赤字の記事が掲載されました。現段階ではその記事の内容では協議していくということでしたが、今後さらなる減便、事の次第によっては廃線もあり得るのではないかとこのように感じております。前体制の一般質問においてデマンドバスの運用について聞いた際に、近年中だとは思ったのですが、当町で試験運転をするというふうな答弁を私受けまして、町民の足となっている中央バス、公共交通機関が今窮地の中にあるという中で現状町としてどのような対策をしているのかお聞きします。

○町長（成田昭彦君） 2点目の中央バス積丹線についてでございますけれども、これは12月9日の道新の記事に載っていたと思いますけれども、この記事掲載されたその中身についてももう少し詳しくご説明したいと思いますけれども、新聞では1,000万と掲載されておりましたけれども、令和2年の9月から令和3年の10月までの収支不足が発生したという状況でございます。平成25年に中央バスと沿線4市町、小樽、余市、古平、積丹で話した中で、この4市町で赤字負担をする。ただし、上限は500万、500万を4市町で案分しながら出すということで平成25年に取り交わしております。今回赤字額は1,095万6,000円ということで中央バスのほうから来てございます。そうしますと、今までのケースに当てはめていきますと、4市町で500万で、あとの595万6,000円を中央バスが負担ということになりますけれども、ただ、今このコロナ禍で中央バスも大変だということで、中央バスの中ではこの利用者の急減している中でバス事業者が多額の赤字を負担すること自体全道的に見ても例がないということで、先ほど説明した合意の枠組み、要は500万はこっちという、それを撤廃してもらいたいという意見が出てきました。それは、今担当者のほうで継続協議ということになってございますけれども、どのような対策をしているのかという点につきましては、最終的にどこまで負担するかということは今現状で話し合っているというのが現状です。これからまだまだ小樽積丹線については減便が予想されてきます。今実際に積丹余別の分2便、何か廃止するような話もございますので、そうするとこの赤字額というのはいくらも減ってくるということになりますので、うちとしては積丹線余別までいいのかなという気がしますが、その辺またこれから4市町のそういった話の中になっていきます。

デマンドバスの運行についてでございますけれども、前体制では余市への通院についてデマンドの検討をする答弁だったというふうにはたしか、議事録確認したときにそういう私認識持っております

けれども、現状を考えますと今うちの町立病院のほうで常勤医師もおりまして、医療体制も安定しているということで、町外へのデマンドはまず今のところ考えない。ただし、町内を巡回しているコミュニティバスについては、時間帯によっては乗車人数が少ない便あります。その部分につきましてあるいは減便しながら、デマンドで対応することも視野に入れながら、できることなら来年度試験、それこそ試験、実証実験を行いまして、そういった入れれるものであれば入れていきたいなという。やっぱり空で走らせるよりも予約制といいますか、そういった中で走らせるほうがメリットあるのかなと考えますので、そういったことを来年度はやっていきたいなと思っております。

○4番（寶福勝哉君） 中央バスに関して減便という部分は、うわさ程度なのですが、結構いろいろな話聞こえてきまして、小樽含め4市町村、本当にうわさ話なのですが、これ以上その部分に関してもう補助はしないという姿勢を取っているという、うわさレベルなのですが、そういう話も聞こえてきますので、やはりバスがなくなってしまうという将来がどうしても見えてしまう、現状では。古平で今中央バスがなくなると、通勤、通院、通学等にやっぱり影響出ますので、その辺も今後しっかり注視して見ていただきたいと思いますようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。昼食のため休憩します。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時12分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、次、梅野議員、どうぞ。

○5番（梅野史朗君） よろしく申し上げます。まず、1つ目、LED街灯についてです。

街灯を水銀灯からLEDに変更して、町民のほうから暗い、危ない、防犯上の問題がある等の声が届いております。特に問題ありというふうにこちらのほうから指摘した場所については、素早い対応をしていただきました。ありがとうございました。しかし、今後同様の問題が発生したときはどうするのかという対応を伺いたいと思います。

○町長（成田昭彦君） ただいまの梅野議員の一般質問にお答えいたします。

LEDの街灯についてでございますけれども、これは2か年計画で実施してきておりますけれども要は今の水銀灯が今年の12月で製造中止になっているということもございまして、本町におきましてはゼロカーボンシティー古平ということを求めているということで、2か年で実施してきているわけでございますけれども、確かに暗くなったというのは町民から苦情をいただいております。業者も一応そういうことで確認しに歩いた経緯ございますけれども、今でも街灯と、それから防犯灯という形で考えていますけれども、街灯のほうについてはこれ以上増やすということはないのですが、防犯灯の球だけどこかの電柱につけるとかということは可能で、これからも対応できると思いますので、うちの職員も見て歩いていますけれども、町民からそういったお話をいただいた場合には職員が対応して、どうしても暗いなとした場合にはそういった取付けをしていくということで考えておりま

すので、そういったことをご理解願いたいと思います。

○5番（梅野史朗君） 前向きにいい回答が得られたというふうに考えております。今後この暗さの解消については、そしたら町のほうにここ何とかならないかということをお願ひするということをお前提にしたらいよいよというふうにお伝えすればいいということですか。

○町長（成田昭彦君） まだやはり私どものほうでも気づかない部分もあるかと思ひますので、そういったものを教えていただければ我々のほうで現場確認しながら、対応しなければならぬところは対応していく。例えば防犯灯の向きを変えれば変わるというものもあるのです。ですから、その辺は職員の方で見ながら対応してまいりたいと思ひますので、そういったもし現場があれば担当の方にお教えていただければ、それなりに対応していきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（梅野史朗君） 2つ目お願ひします。高齢者、障害者への福祉政策についてです。

高齢化比率46%、さらに障害者福祉施設のある当町において高齢者や障害のある方への福祉政策はとて大きな割合を占めておると考えます。先ほどの寶福議員の質問や町長の答弁の中にもありました高齢者比率46%、これについてちょっと数字を見せていただきましたが、1年前が45%、2年前が44%という感じで、1年に1%ずつというふうになっております。この計算がそのまま続けば、4年後には50%を超えて限界集落というふうな感じになるような感じになっております。その点を考えて前町長時代には福祉灯油の基準などお世辞にも高齢者や障害者を大事にしておるとは言えませんでした。成田町政において高齢者、障害者福祉政策で今やろうとされている、または来年以降に実施したいと考えておることがあればその政策をお伺ひします。

○町長（成田昭彦君） 2点目の高齢者、障害者への福祉政策についてご答弁申し上げます。

高齢者自体、先ほど言いましたように福祉灯油については値段も高騰したからということではなくて、来年度からは当初から予算計上したいなと思ひております。1万円ですけれども、生活保護基準の中でも共通経費の中に冬季加算という部分がございます。それに見合ったものに、足りないかもしれないですけれども、福祉灯油の分で1万円を、値段が上がったからということではなくて、そういったことはこれからも続けていきたいなと思ひております。

それから、お年寄り、独居老人については、家の前の除雪、これが非常に困難なのかなというふうにお考えております。社会福祉協議会に事務局があります有償ボランティア活動団体のおまかせあれ！！というのがあるのですけれども、これは除雪ですとかそういったボランティア募集しているわけでございますけれども、これなかなかチラシ流して募集しますと言っただけでは全然集まってこない、私から行きますという、これは何か古平の気性なのか、そういったものを今せつかく12月2日に町内会連合会設立されましたので、そういった会議の中で町内会長さん方にそういったボランティアでやってくれる人いませんかとかそういった声かけをして、こちらから一本釣りみたいにしてお願ひしていく、そういった形を取っていかねばならぬかなこういう有償ボランティアというのは集まらないのかなと思ひておりますので、これから社会福祉協議会、あるいは古平福祉会とそういったものを話し合ひしながら何とか対応していつて、この部分は進めていきたいなと思ひております。

それから、今高齢者の生活に関して申し上げますと、先ほど寶福議員からもありましたように中央

バスの減便、まだこれからあるのかなど。それにも増して今つばめハイヤーが1台で、これも7時になったら余市へ帰ってしまうということで、これ何とかならないのかということで私もいろいろそういった相談受けていますけれども、そういったものに、町内外の過疎化が進行している現状でありますので、これに対して今社会福祉協議会のほうで令和4年度に車両購入をいたしまして、それに助成しまして通院支援等、そういったものを強化していければなと思っております。

それから、今古平町食生活改善推進委員会あるのですが、この団体が年齢、障害の有無を問わずに多くの人と交流できる居場所づくりとして地域食堂の立ち上げを今目指しているところがございます。あした何か私のところにそういったものを話合いに来たいということでございますけれども、そういった高齢者の居場所づくりや世代間交流の場として、これから活動していただければかなというところで期待しているところがございます。そういった団体について必要に応じて運営支援等行ってまいりたいと考えているところがございます。

○5番（梅野史朗君） 福祉灯油から始まっているいろいろ考えていらっしゃる、大変ありがたいなというふうに思っております。特に除雪に関しては、私も仕事柄高齢者のところに配達に行ったりはします。そのときに道がついていなければ、ちょっと雪かいてやるなどしたことはありますけれども、やはり一人ではできない、無理だなという、けがするかもしれないというところがございますので、その点につきましてはぜひ話を進めて、うまくいくようお願いしたいというふうに思います。

また、特にハイヤー、この辺は私もあちこちからいろんな声を聞いて、何とかならないかというふうには言われておりますので、一緒に考えて、いい知恵があれば頑張っていきたいなというふうに思っておりますので、ひとつ協力のほうもあつたらよろしくお願ひします。

福祉灯油につきましては、来年も確実にやっていただけるということですので、これは非常にありがたいなというふうに思います。前の基準であれば、この高い今の時期でも引っかからないという、そういう基準でしたので、これを値段にかかわらず必ずやっていただけるというのは、受けている方にとっては非常にありがたいことだなというふうに思っております。この政策につきましては、来年もというのではなく、ずっと続けていただきたいというのを希望いたしまして、終わります。

○議長（堀 清君） 次に、最後になりますけれども、真貝議員。

○3番（真貝政昭君） まず、1点目の一般質問です。1点目は、件名として通告しているのは包括業務委託で従事する職員の今後の扱いということで、先ほど午前中に審議された補正予算でも触れておりますけれども、改めてこの扱いについて町長のお考えをお聞きします。

ご承知のように契約期限が迫っていて、先ほど債務負担行為の議決を行いました。町側の説明では内容等について精査して、3年前のようにはならないような、そういう説明でありました。この包括業務の委託については、以前古平町議会でも議決しましたがけれども、組合側のほうから田舎に合わないのだと、こういう包括業務というのは。そういう指摘を受けています。私も全く同感です。行政に携わる職員が正職員と同時に一緒に働いている臨時の職員が民間会社に移籍をされて、派遣労働者として行政に携わること自体問題であると考えています。と同時に3年前の資料から低賃金で雇用されているという実態からすれば、会社をもうけさせるような目的ではなくて、働く人の待遇改善に町長は努めるべきだと、そういう立場で私は考えています。ぜひとも全面的な見直しが必要であるという

ふうを考えますけれども、町長のお考えを伺います。

○町長（成田昭彦君） 私も3年間ブランクあって、この5月に町長になったときにまず予算書見て驚いたのが何か節が1つない。何だと思ったら賃金がなかった。消えていたのです。早速職員に指示したのは、包括業務今やっていて、これって本当に例えましょう、会計年度職員と今いいますけれども、臨時職員でなくてそれメリットあるのかということで、それをちょっと確認しようということで庁舎内、庁内で始めました。まず、その中で気づいたのは、民間会社をもうけさせるための包括業務ではないということです。今3年間終わって、また3年間これからやるのにどうするというところで庁舎内でやったときにも、まず包括業務は実施するという方向で進みました。

それでは、このメリット、デメリットって何だということで、部内の中ではメリットとしては包括業務委託することでその業務に従事する職員の労務管理しなくてもいいということです。人材確保の面でも町のルールで募集してもなかなか見つけられないものが委託先でスムーズに確保できるということ。そこにかけていた多大な労力も別の業務に振り向けられるという最大のメリットでございます。また、委託先の職員のスケールメリットを利用して、従事する職員に対して専門的な研修も実施されているというところがメリットの一つかなと思っております。デメリットとしましては、総務の事務や今ふるさと納税の事務など、いわゆる事務系の業務委託では突如のそういった予期せぬ業務が発生した場合、直接同じ課の町職員が指示して業務を遂行できないというデメリットがございます。何でも会社を通して業務の処理を依頼しなければならないという煩わしさが発生しております。そういったメリット、デメリットを踏まえて、来年度からは委託方法としていわゆる事務系と現業部門、事務系については会計年度職員として、現業部門については包括業務委託を継続するという方針を決めたところでございます。

会計年度職員になると、週に一定勤務する職員に対しては期末手当を支給することになりますのでそこに包括業務委託に従事する職員と差が生じてくるわけでございますけれども、その分についてはその差が生じないように包括業務職員も期末手当を支給するよう、そういった方向で考えていきたいと思っております。そういった面で考えると、包括業務委託を継続してもその職員に対しては待遇改善になるのかなというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） 考え方は、これ以上は平行線でいきますので、基本的に労働者の待遇改善が大前提であると同時に、住民サービスを正職員と一緒にやるのだという、楽な面も今おっしゃいましたけれども、苦勞をしながら行政を進めていくというのが町民と一緒に汗を流しながらということになりますので、これは職員を確保する苦勞というのもやはり必要だと思います。人間くさくていいのではないかと思いますので、改善をさらに進めていくよう申し入れたいと思います。

次に、福祉灯油について伺います。現在灯油値段は、この間町内の一商店に聞きましたら、1週間10日ほど前で108円ということでした。公式の資料によりますと、今平均で約115円です。4月は97円が平均値で、現在古平町で行っている非課税世帯全体に対する商品券の配付というのは、前任者の考え方で表現をしますと、福祉灯油ではなくてコロナ灯油という表現でした。前任者のときの2年間令和2年度、それから平成31年度の平均灯油値段は、11月で平均が令和2年度で82円でした。平成31年度で97円ということでした。それで、特徴は、道庁が一定額助成する福祉灯油助成事業ではなく

て、全額国から交付される交付金で、古平町の持ち出しが一切ないと。前任者らしい財政の切り回し方の特徴で、自分が腹を痛めないで事業を実施するという、そういうスタイルでした。それが令和3年度も行われているということです。

それで、質問の要旨に書きましたけれども、昨今の異常な灯油の高騰で年金生活者が困り果てているというふうに私表現しました。高齢者の灯油の消費というのは、道の民生部の調査ですけれども、年間1,500リッターで、冬期間、11月から4月までの消費が1,500のうちの1,000、ドラム缶にして5本です。それで、この間年金生活者を取り巻く環境というのは、2年前に消費税が2%上がりました国民年金受給者は、今年度0.1%減額されているのです。国民年金満額で約80万弱ですか、年間。そういう方たちがこの冬どうやって乗り切るかということなのです。

それで、最初から申し上げますけれども、前々任者、本間町政時代までは、福祉灯油の1万円給付の基準額というのは1リットル73円だったのです。それから見ると、12月の115円というのは約5割増しの灯油値段になっているのです。これを前のように1万円で乗り切れるかといったら、逆立ちしてもゆるくないと。年金生活、国民年金だけで生活すること自体逆立ちしても暮らせないと高齢者の間で話になるくらいなので、国のほうも、漁船の燃油のほうもそうですけれども、福祉灯油を実施する自治体には特別交付税等で面倒見るといような動きが出ていますし、やはり今年の場合は特別だということで、前のように70歳以上でもいいですし、65歳以上でもいいですから、やっぱり年金生活者の非課税世帯を対象に本来ある福祉灯油制度というのを稼働すべきでないかというふうに私考えているのですけれども、今年の場合特別です。そういう措置を取るべきでないかというふうに思っていますけれども、どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 確かに今年は異常に高い。100円超えるというのはちょっと考えられない状況でございますけれども、この5月に町長になるに当たってお年寄りの方とお話ししていても、やはり灯油代は負担大きいという声を聞いています。今年冬たいだ灯油代を月賦で来年まで払って、終わったと思ったらまた冬来ると、本当にそういった声を聞きました。今回のこの異常な高騰の灯油については、国のほうでもこれから、ちょっと遅いのかなと思いますけれども、これから何らかの方策を考えていくような気配もございますので、また今のコロナの補正とかというのもありますので、その辺も含めながら、できることなら管内の状況等も踏まえて、このままの高騰が続くのであれば第2弾というものも考えていかなければならないのかなというふうには考えております。

○3番（真貝政昭君） ぜひご検討をお願いしたいと思います。

3件目です。いよいよ複合庁舎も完成に近づいて、5月から供用という説明がありました。その後この会館が解体されることになりましたけれども、この会館の図書室の隣にある町史編さん室がどのように扱われるのか。あそこにある資料も含めて、居場所がどこに移っていくのかということが関心事です。また、前任者が4年間務められまして、当初は離任された村井先生の後を資料を整理するという形で、1年ほどですか、職に就いておられた方がいますけれども、その後は全く不在で、前任者のこの3年間というのはこういう面では全く継続性がなく、途切れた状況で、村井先生が残された課題もどういうふうになったのか全くわけ分からないと。それと、古平の歴史だとか文化だとか産業だとか、まだまだ町民や町外の方たちに対応していかなければならないのに、そういう肩書の方がいらっ

しゃらないという状況をいつまでも続けていくと、あまり魅力のない、魅力の発見できない行政というふうになってしまいます。

それで、ご提案も含めてお伺いしますけれども、前教育長のときに会館前の石碑に刻まれた吉田一穂という方は一体どういう人かというのを分からなかったということで、道の博物館から専門家をお呼びして、四、五十人集まって話を聞く機会がありましたけれども、古平から輩出した様々な分野の方たちのそういう継承なんかもやはり専門家でないと魅力を伝えられないし、今後の古平のさらなる発展のためにもどうしてもそういう仕事をできる方が必要だという考えから、いっそ新しい複合庁舎ができる際に若い学芸員を採用して、育てていく必要があるのではないかと。まだ昔のことを知っている町民がいる昨今ですから、ちょうどいいタイミングではないかというふうに思うのですけれども町長の考えをお伺いします。

○町長（成田昭彦君） 3点目の町史編さん室の扱いと学芸員の設置についてお答えいたします。

まず、2点があるのかなと思いますけれども、町史編さん室を今後どのようにしていくのかということと将来を考えると学芸員を置くべきでないかということかなと思いますけれども、現在の文化会館図書室横のいわゆる町史編さん室と呼んでいた部屋の資料、今後今の新庁舎へ移して保管する予定でございます。一応3階のスペースありますので、そちらのほうに今の資料室にあるものを運ぶ予定でございます。元担当者であった方が持っている資料についても、遺族の方とお話をいたしまして、町のほうで引き取らせてもらうということで協議済みでございます。

町史編さん、平成10年に第3巻を発刊してから20年以上経過してございます。4巻についても発刊されればいい、そういった必要性を感じておりますけれども、取りあえず今第3巻で終わったのが大体昭和48年頃まできているのです。そうすると、大体私が役場入った頃からですから、若い人でもその部分から作っていくとすればやっていけるのかなという感じを持ってございます。第4巻出す経費がどこから出てくるか分からない、ちょっとそこまで考えていませんけれども、今も第3巻の中で町史の年表みたいなのができています。それが50年までできていますので、それ以降のものを最低限まとめなければならぬという気持ちは持ってございます。そのためには誰か町内で適材なそういった方がいればなというふうを探しているのが現状でございます。

それから、学芸員についてでございますけれども、一般的に資料の研究、調査、収集、展示などを職務とする学芸員は、こういう小さな町ではなかなかそういったのが採用できないというような現状かなと思っております。管内でも学芸員を置いているというのは何か所かあるのかなという現状で、今を考えると、全体のそういった町史編さんを考えると、やはりまずたらつり節だとかそういった地域文化を次世代に伝えていくという、そういったものをまずもって優先的に進めていかなければならぬのかなと考えております。

○3番（真貝政昭君） 大体構想は分かりました。

私は、古平町史3巻までできていますけれども、4巻目という構想はまだ抱いていないのです。今村井先生が続けてこられた「せたかむい」、あれはまとめて3巻できています。こういう町村レベルでああいうものをまとめているのは非常に珍しいらしいです。ただ、一貫性がないものですから、古平を訪ねてきて、歴史だとかいろんなことを尋ねられても、その「せたかむい」のどこにそれが書か

れているかというのを今もまとめている最中で、求められてやっていることなのか、それとも図書室の業務の一環として自分が考えてやっているのか分かりませんが、専門的なことになりましてやはり持続性の問題があって、高齢者が何年間でその職を離れる方がつないでいくということではなしに、若い世代にも魅力ある古平なのだという、そういうのを教えていくためにも町外から来る方にもこの古平のいろんなことを伝えられる、さらに図書館ですから、今度。道の図書館ともつながる立派な図書館になるわけです。資料収集、保管というのが図書館法で決められていますから、それに見合う役職の方を育てていくということが大事だということが私の眼目ですので、ぜひご検討をいただきたいということなのです。

4点目に移ります。地方自治法第92条の2、議員の兼業禁止の問題です。地方自治法は、地方自治体、町民の憲法と言われています。これを守ることが行政側にも、それを監視する議員側にも求められていることで、特に行政に利害関係を持っている方が議会に参画しますと目が曇ると、きちんとした監視ができなくなるということで、この92条の2があります。私昭和58年にこの議会に参画しました。その前の方で、町議を1期務められて、当時成田町長が役場職員として奉職されたときの伊藤町長とその方がこの92条の2で相談をいたしまして、2期目の立候補を取りやめたと、そういう事実関係がありました。これはご本人から伺っていますので、昭和58年です。伺って知っているのです。私も実は58年当選当時は、父の経営する会社が町の指名業者でした。それで、法律的には私は議員を続けることは問題なかったのですけれども、直近の親族ということで、父親の会社の指名継続をやめさせました。そういう経緯があります。

昭和62年にこの92条の2に関わった裁判例がありまして、当該企業の年受注額の5割を超えたら駄目ですよという判例ができました。それで、その後その5割が妥当なのかどうかという議論も含めて続いているのですけれども、法律の趣旨は一切駄目だということなのです。それで、一応その後のいろんな問題が起きた中で、この5割という数字どのように判断していくか、知ることができるかというのが課題だったのです。私が議員に参画してから1名この古平町議会で問題になった方がいましてそのときは町長は議会側の要請に応じて年受注額の何割という数字を出したのです。だから、行政側も議会側も責任ある行動したわけです。ところが、前任者の場合は、成田町長の前任者の場合は幾らそれを要求しても白紙の回答しか来なかったのです。これは、この法律を守ろうとする意思が全くないという判断せざるを得ないと私は見たのです。それで、新町長になられた成田町長にお伺いしますが、今後もこの問題は継続しますので、どのように町側として議会に対応するか、そのお考えをお聞きしたいと。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の自治法第92条の2、兼業禁止についてご答弁申し上げます。

久しぶりに私も自治法を開いていろいろ調べてみました。まずもってこの質問に対しましては、私が答えるべきものではないというふうに考えております。兼業禁止に該当するかどうかにつきましては、自治法の127条の規定で議会が決定することになっております。127条は、議会議員が、または92条の2、兼業、の規定に該当するときはその職を失う、または92条の2に該当するかどうかは議会がこれを決定するということになってございます。さらに申し上げますと、古平町議会会議規則の99条の規定で兼業禁止規定に該当するかどうかについては、議会の決定を求めるとする議員が議長に

要求書を提出することとなっております。そういったものを絡めて考えますと、町長としてチェックできるものではないというふうに認識してございます。

そういった中で、請負ですとか商店の売上げ、そういったものは町からどうなのだというのを求められるのであれば、それは提出、今でも入札結果等出していますので、それはやぶさかでございますけれども、その事業者がどれくらい年間請負高があるのか、そういったことは私どもも存じませんし、出せるものはそういったことしかないのかなど。あくまでも議会のほうでそういったものを求めるべきでないかなというふうに認識してございます。

○3番（真貝政昭君） そのように答弁するだろうと予測はしていました。

それで、今年の9月定例で決算がありまして、資料請求をいたしました。資料請求というのは、議長名で出すのです、こちら側に。それに対して町側の回答は、既に出してあるという、そういう文言でした。これは、入札結果を出しているというふうに私判断したのです。年間受注額の何割かというそういう資料請求でしたけれども、今町長が述べられたように議長から求められた資料請求なのです。

それで、いろいろと調べたのですけれども、問題があれば、当該議員に問題があるとすれば議会が議決によって失職させるです。それはそういう理解なのです。今答弁で述べられた条項というのは、議会が決めるというのは議会が議員の資格を失職させるということなのです。それまでの経過が大事なのです。

それで、建設業法でこういうふうに決められています。建設業法の第3条第1項に公共工事の入札に参加しようとする業者は、必ず経営診断を受けなければならないと。それによりますと、年間受注額だとかそういうのが出てくるのです。それで、後志の振興局に確認いたしました。これは、個別の建設業者のそういう数字は非公開なのですかと言ったら、公開ですと、それは誰が求めても公開しますと。だから、インターネットで例えば大手の企業の経営状況なんかは積極的に発信して、経営内容を公表する立場にしていますけれども、基本は全ての指名業者は住民に対して公表する義務があるというか、聞かれたら公表しなければならないというのが町側の立場なのです。それを見て、我々はどれくらいの年間受注額があるから何割だと判断できるわけです。そういう仕組みがやはり必要でないかと思います。

それで、もしそれで議会側が問題だなと思ったら、事例がありますけれども、寿都の場合です。2名の方が失職した事例があるのですけれども、5年間の経営内容、決算書からどういう状況かというのを調べて、2名の方が失職している事例があるのです。そういう町側と議会側のきちんとした対応をしなければ、この92条の2項というのは守られないのです。ぜひ節度ある対応を成田町長には取っていただきたいと思うのですが、この問題は町民に公表するつもりですので、答弁をよろしく願います。

○町長（成田昭彦君） 私ども工事等発注する場合には、そういった庁内の指名選考委員会、副町長が会長になって、担当課長がその中に入るわけでございますけれども、そういった中では経営審査等も考慮しながら指名入れているのが現状でございます。そういった中で経営状況の例えば受注額がどれだけあるとか、そういったことは中には入ってございません、そこまで。あくまでもこの事業の規模であればこの業者は指名参加できるという、そういった中で選考していますので、そこまで受注額

がどうのこうのというのは私どもの範疇ではちょっと分かりかねますので、今の段階ではそういったことはいたしてございません。

○3番（真貝政昭君） この92条の2項について、私昭和58年から参画して、この問題を問うたのは私しかいないのです。だから、町民が知ろうと思ってもなかなか分からないというのが通常だと思います。それで、今情報公開制度もありますけれども、町民から要望があったら、私もいつまでもここにいるつもりはありませんので、誰か交代する人がいれば替わってほしいなと思っているのですけれども、いずれここから撤退する可能性十分ありますので、町民が要望したらきちんと対応できるような体制を取っていただきたいのと、私がいる限り対象する議員が議会内にいらっしゃる限りやはりその点は資料請求で議長名で要求しますので、それに答えてほしいと。発注する場合の町側の考え方は分かりましたけれども、議会の議員が議長を通じて資料請求した場合は、誠実に対応していただきたいと。どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 今まででも資料請求等については、出せる範囲で議員に出しているというふうに私は認識してございますけれども、本当に資料請求については一個人の議員から来るのではなくて、やはり議長を通してこういうものは求めようとか、そういったものは議会のマナーとして必要なことではないかなというふうには思っております。

○議長（堀 清君） 以上をもちまして一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

ただいま意見案第9号、第10号及び令和3年度古平町一般会計補正予算（第8号）が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第9号、第10号及び令和3年度古平町一般会計補正予算（第8号）を日程に追加することに決しました。

◎追加日程第1 意見案第9号

○議長（堀 清君） それでは、追加日程第1、意見案第9号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第9号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論はないようですので、討論を終わります。

意見案第9号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見案第10号

○議長(堀 清君) 追加日程第2、意見案第10号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

意見案第10号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第42号

○議長（堀 清君） 追加日程第3、議案第42号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第42号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。

追加で配付されました議案を御覧ください。1ページ目です。歳入歳出予算の補正といたしまして既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,121万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、議案の2ページ目から4ページの第1表、歳入歳出予算補正によります。

補正の内容につきまして簡単にご説明いたします。議案第42号説明資料を御覧ください。歳出から説明いたしますので、4ページ目、5ページ目お聞きください。こちら今回本件につきましては、先ほど午前中に説明した補正予算（第7号）の子育て世帯臨時特別給付金の先ほど7号は先行部分だったのですが、10万円のうちの先行部分を差し引いた残り5万円についても現金で給付するために追加で補正予算として計上するものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費に既定の予算に1,500万円を追加して、1億275万5,000円とするものでございます。先ほど説明したとおり、残り5万円分を予算計上するものでございます。

歳入につきましては、2ページ目、3ページ目御覧ください。13款国庫支出金、2項国庫補助金に既定の予算に1,500万円を追加し、7億2,669万5,000円とするものでございます。歳出に伴う全額歳入で国補助で入ってくるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 午前中の一般会計の補正で担当課長のほうから中学生までの数字が出ました児童手当を支給されている人数が185名で、その185以外の2名について特別の支給がされているという説明でした。この2名が所得ですか、収入のあれからすると外れるということになりますけれども某自治体でこの程度の数字は違うところから予算持ってきて同等に支給するという自治体も出ていました。高校生の人数についても同様の事態が起きると想像されるのですけれども、町長はこの外れた人数についてどのように対処する予定なのですか。

○町長（成田昭彦君） 国の基準どおり、収入が960万ということになっていますので、これは厳密に守って処理していきたいと考えております。

○議長（堀 清君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第42号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第8号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第14、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

◎日程第15 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第15、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第16 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第16、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり

り閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第18 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第18、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(堀 清君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。
令和3年第4回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時19分

上記会議の経過は、書記
ことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違ない

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員